

砺波市農業委員会 10月総会議事録

開催日時 令和5年10月5日(木) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 28名

1番	西原 登	16番	飯田 真紀
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	鴨井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	24番	山本 渉
11番	樋掛 雅彦	25番	小幡 直也
12番	田嶋 和樹	26番	源通 一郎
13番	森田 修	27番	齋藤 徹
14番	松浦 正一	28番	片山 雅喜
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子

欠席した委員 1名

4番 柴田 泰利

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主任 原田 裕之

付議案件

議事

- 1) 議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 5) 議案第29号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度・砺波市農業委員会10月総会」を開会いたします。
それでは、会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 みなさまお忙しいところご出席いただきありがとうございます。9月20日に砺波市農業振興審議会が開催されました。これは、法律の改正に伴い市が定める農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を見直す必要性が生じたものです。まさに今農業委員会で取り組んでおります農用地の効率的な利用に関する事項や、地域計画策定の推進に関連する事項が追加されたところですので。このことにより今後の砺波市の農業の方向性をつくっていくこととなります。みなさまには大変でしょうけれども、今後一層の地域計画策定に向けてのご協力をいただきますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。
ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中28名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをここにご報告させていただきます。
この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進めさせていただきます。
なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号議席番号6番 前野 久 委員・議席番号7番 石田 智久 委員をお願いいたします。
それでは議事に入ります。
「議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1について、相続人が不在の農地について相続財産管理人の弁護士が譲渡を検討していたところ、地元に住居する譲受人と話がまとまったものです。取得する農地については農地利用計画書を作成されています。

番号2について、亡くなった譲渡人の遺言により譲受人が取得するものです。譲受人は現在申請農地を耕作している農地所有適格法人の常時従事者であり、引き続き耕作を行うものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第25号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 2番について、亡くなられた譲渡人は配偶者が先に亡くなり、お子さんもいらっしゃらないことから譲渡人の実家に相続権がいくことになりました。しかし、農地については地元に住居する分家にあたる譲受人に遺贈する旨の遺言があったことから、今回の申請に至ったものです。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第25号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第26号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。申請人は、食品の製造販売を生業としています。現在の店舗は手狭で駐車場も狭いことから、申請地を確保し店舗を整える計画です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第26号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 前野委員、どうぞ。

前野委員 申請者は家族経営で食品の製造販売を営んでおります。もともと製造する商品をブランド化して販売する傍ら、これからの季節はかぶら寿司を主力として自宅工場をはじめスーパー等に卸して販売しています。それに伴いパートが5・6人増えて駐車場が不足すること、需要があるため自社製品の販路拡大を目指すことから、現在の事業用地を拡張し店舗や駐車場を整備する計画としています。地場産業の振興・若手後継者の育成のためご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第26号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局

議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地付近は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地においてアパートが不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地付近は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において戸建て住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、宅地分譲を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、現在、妻、子ども及び母親の4人で生活しています。将来的に子どもを増えることも踏まえ、生活の利便性の高いところで住宅の建築を計画しています。

(議案書番号4朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。

申請地は土地改良事業実施済区域内農地であり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存敷地の拡張」に該当します。譲受人は自動車解体業を行っています。解体する際の自動車の駐車スペースがないことから、自動車置き場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第27号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番と2番について、双方の申請地は隣接しています。高校や国道に近く、交通のアクセスや住環境が充実しているところですので、今回共同住宅と2棟分の宅地分譲を計画されたものです。

3番について、先月転用の申請があり承認された場所の隣となります。その案件と同様、周辺を宅地に囲まれ住環境が充実していることから、今後の生活を考え住宅の建築を申請地において計画されたものです。ご承認よろしくお願ひします。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　4番について、以前に農振除外の申請をうけ承認されたものです。事業の拡大のため事業所に隣接した農地の転用申請をされたものです。地元の自治会等関係各所からの承諾も得ております。ご承認よろしくお願ひします。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第27号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の4ページをお願いします。

今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、不動産の所有や管理、賃貸借の事業を営んでいます。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地においてアパートが不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の31ページから35ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は、不動産の賃貸業を営んでおります。生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅型有料老人ホームを計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第28号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、昨年貸し駐車場として転用の申請がされ許可された土地ですが、転用目的を変更して共同住宅敷地として再度申請されたものです。インターチェンジ近くで交通の便もよく、共同住宅の需要があるということで変更申請されたものです。ご承認よろしく願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　林委員、どうぞ。

林委員 　2番について、申請地は病院や薬局等に近い場所に位置しています。3

年前から休耕地として除草剤等で荒れないよう管理されていましたが、今回譲受人が住宅型老人ホームの敷地として計画されたものです。大変場所柄もよく、これからの需要見込まれる必要性の高い施設でもありますので、ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第29号 事業計画変更の申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の5ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。
先ほどの議案第28号の番号1の案件に関連するものです。申請者は、令和4年1月に貸し駐車場として計画を進めていましたが、この度市街地においてアパートが不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、共同住宅として計画を変更します。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第29号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の6ページをお願いします。令和5年8月に受け付けた農用地利

用計画の変更の願出は、一般案件が3件、編入が1件となっています。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外願位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

願出地は譲受人の所有者の息子夫婦の分家住宅を建築するため、住宅と駐車場敷地を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

譲受人は倉庫業・納入代行業・物流加工業を営んでいます。願出地は本年3月に願出地に隣接した倉庫が完成し、従業員等の駐車場が不足していることから駐車場の整備を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてお願いします。

願出地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地周辺において分譲住宅地が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い願出地において、注文分譲住宅地を計画しています。

(編入案件番号1朗読)

編入する理由は、農用地として利用になります。

この案件は、昨年12月の農振除外、本年5月の農地転用に関連して、農振除外の是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　　2番について、譲受人が国道沿いで自社の倉庫を新たに建てたことに伴

い、従業員等の駐車場が不足することとなったため、近隣で駐車場敷地として申請されたものです。

編入について、以前農地につきだしていた宅地の上にあった車庫を取り壊したあとに周辺の農地と一体として農地にしていたものを今回是正するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 1 番について、今後の生活のため息子夫婦の分家住宅を実家に隣接した農地で計画しています。優良な農地の一部ではありますが、残存地の耕作に支障のないよう道沿いの農地を残すことなどの配慮を行っております。ご承認よろしく申し上げます。

他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項 1 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして報告事項に入ります。報告第 1 号・報告第 2 号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第 1 号・第 2 号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)